

当ファンドがその受益権を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものである理由

2025 年 4 月 26 日
三菱 UFJ アセットマネジメント

ファンド名：eMAXIS 先進国株式インデックス（除く日本）

理由：当ファンドは、委託者指図型投資信託約款において「つみたて投資枠」の指定指数であるMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている資産に対して、受益権一口当りの純資産額の変動率を指定指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めが委託者指図型投資信託約款にあるマザーファンドへの投資を通じて、実質的な投資を行い、当ファンドの信託財産の受益権一口当りの純資産額の変動率をMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨並びに主たる投資の対象としている資産が株式に該当する旨の定めが委託者指図型投資信託約款にある公募株式投資信託であり海外型インデックス投資信託に該当します。なお、当ファンドはその募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出しておりその届出の効力が発生しております。

当ファンドの信託契約期間は無期限であり、収益の分配頻度は年一回の決算日に信託の契約期間ごとに行うもので、安定した収益の確保及び効率的な運用を行うため、ヘッジ目的（資産または負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的）または投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的を除き、デリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行うものではありません。先物外国為替取引については、安定した収益の確保及び効率的な運用を行うため、ヘッジ目的（資産または負債に係る為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的）での使用に限ります。

また、信託報酬率は内閣府告示第540号に定められた海外型インデックス投資信託の上限未満であり、「つみたて投資枠」の特定累積投資勘定で取扱う場合においては、販売手数料はかからないことから、目論見書において購入時手数料は「ありません」旨の記載を行っているほか、解約手数料は徴収しないことから記載しておりません。また、「つみたて投資枠」においては、販売手数料・解約手数料・口座管理手数料がかからないこと、特定累積投資勘定において特定非課税累積投資契約に基づいて投資されるものであること、信託報酬、監査報酬その他の信託事務の処理に必要な費用のうち受益者が有する受益権に対応する部分の金額を受益者へ通知することができる販売会社での取り扱いであること等、「つみたて投資枠」の要件を満たした販売

態勢をとっている販売会社での取り扱いが、最低一社はあることを確認いたしました。

これらのことから、「つみたて投資枠」を活用した当ファンドへの投資は長期・積立・分散投資を通じた家計の安定的な資産形成を促進するという制度趣旨に適ったものであり、当ファンドの受益権を定期的に継続して取得することにより財産形成を促進したい投資者にとって適切な商品であると当社は考えます。

以上